

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構  
漁場油濁被害対策事業業務方法書

平成25年 4月 1日 制 定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構(以下「機構」という。)の漁場油濁被害対策事業業務方法書(以下「業務方法書」という。)は、第3条に規定する業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 油 原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物をいう。
- (2) 漁場油濁 船舶、工場等から流出し、又は排出された油により、突発的に漁場が汚染され、又は汚染されるおそれがあることをいう。
- (3) 漁業被害 漁場油濁(これにつき講じた防除措置及び清掃事業を含む。)に起因する次の損失等をいう。
  - ア 養殖に係る水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡及び生育の異状による損失
  - イ 漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害
  - ウ 漁業の操業の不能による収入の減少
  - エ 漁業種類及び漁場の変更による収入の減少
- (4) 防除措置 漁場油濁に係る油のひろがりの防止及び当該油の除去その他漁業被害の発生又は拡大の防止のための応急措置をいう。
- (5) 清掃事業 漁場油濁に係る油の付着等により効用の低下した漁場における当該油の清掃及び当該漁場の復旧のための事業をいう。
- (6) 原因者 漁場油濁に係る油の流出又は排出につき、漁業被害並びに防除措置及び清掃事業に要する費用に関する賠償責任を負うべき者をいう。

(業務の内容)

第3条 業務方法書に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定款第4条第1項第3号に規定する原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害額の認定及び被害漁業者に対する救済金(以下「救済金」という。)の支給に関する事項

- (2) 同項第4号に規定する漁場油濁の拡大及び汚染漁場の清掃に要した費用(以下「防除費」という。)の額の認定及び支弁に関する事項
- (3) 同項第5号に規定する原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)第7条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用を支弁する事業(以下「特定防除事業」という。)に要する費用(以下「特定防除費」という。)の認定及び支弁に関する事項
- (4) その他前3号の業務に関する必要な事項

## 第2章 事業資金

(事業資金)

第4条 定款第4条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する事業に充てる経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救済金の支給に要する費用は、機構に拠出を行う事業者団体等(以下「拠出団体」という。)から拠出された資金をもって充てる。
- (2) 防除費の支弁に要する費用は、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により交付又は拠出された資金をもって充てる。

国からの補助金	4分の1
関係都道府県からの負担金	4分の1
拠出団体からの拠出金	2分の1

- (3) 特定防除費の支弁に要する費用は、特定防除事業を実施することを目的として交付された資金を、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により造成された防除清掃費助成事業資金をもって充てる。

国からの補助金	2分の1
関係都道府県からの負担金	2分の1

- 2 救済金の支給又は防除費の支弁に要する費用に充てるための前項第1号又は第2号の資金に不足が生じたときは、それぞれ次条の準備金を取り崩してこれに充てる。
- 3 前項の規定による準備金の取り崩しによっても、救済金の支給又は防除費の支弁になお不足するときは、借入金をもってこれに充てる。この場合、借入金額及び返済計画について、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の借入金の返済は、次年度以降の当該費用に係る資金によってこれをまかなう。
- 5 特定防除事業に要する費用に充てるための防除清掃費助成事業資金に不足が生じた

時は、特定防除費を減額することができる。

#### (準備金)

第5条 救済金の支給に要する費用に充てるための前条第1項第1号の資金及び防除費の支弁に要する費用に充てるための同項第2号の資金について、毎事業年度末の決算において残余を生じたときは、それぞれ救済金準備金又は防除費準備金として積み立てる。

2 前項の救済金準備金の積立ての限度額は、累積1億円とし、これを超える残余については、当該資金の拠出を行った拠出団体に返還する。

3 第1項の防除費準備金の積立ての限度額は、累積5千万円とし、これを超える残余については、その2分の1を拠出団体に返還する。

### 第3章 漁場油濁被害等認定審査会

#### (中央審査会)

第6条 機構に、中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を置く。

2 中央審査会は、定款第4条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する事業に関する事項について調査審議する。

3 中央審査会は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分反映し得る者並びに機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以上15人以内をもって構成する。

4 中央審査会の運営等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (地方審査会)

第7条 機構は、関係都道府県ごとに、都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を置くことができる。

2 地方審査会は、定款第4条第1項第3号の漁場油濁が発生した場合において、理事長の要請により、当該漁場油濁に関する現地調査、基礎資料の収集等を行い、その結果を中央審査会に報告するものとする。

3 地方審査会は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分に反映し得る者並びに機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以上15人以内をもって構成する。

4 地方審査会の運営等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 事故発生報告及び調査

### (原因者の究明等)

第8条 漁場油濁に係る油の流出又は排出があったときは、当該漁場油濁により漁業被害を受け、又は受けるおそれのある者であつて、第11条第1項の規定による申請を行おうとする者は、遅滞なく、当該油の流出又は排出について、最寄りの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報し、これに協力して原因者の究明に努めるとともに、効果的な防除措置を講ずるものとする。

- 2 前項の者は、原因者が判明しない油による漁場油濁が発生したときは、別紙様式第1の報告書により、速やかに機構に報告しなければならない。
- 3 前項の報告については、第11条第3項の規定を準用する。

### (原因者に対する費用の請求等)

第9条 原因者判明漁場油濁に係る油の流出又は排出があったときは、当該漁場油濁により漁業被害を受け、又は受けるおそれのある者であつて第11条2項の申請を行おうとする者は、遅滞なく、当該油の流出又は排出について最寄りの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うことを求めるものとする。

- 2 前項の者は、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないおそれがある場合並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条（船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第2条第4号に定めるタンカーにあっては同法第6条）に定める船舶の所有者等の責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある場合、別紙様式第4の報告書により、速やかに機構に報告しなければならない。
- 3 前2項の報告については、第11条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の者は原因者による防除措置及び清掃作業が行われないため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った場合、原因者に対し、当該防除措置及び清掃作業に要した費用（以下「特定防除費」という。）を請求しなければならない。

### (現地調査等)

第10条 機構は、第8条第2項又は前条第2項の報告を受けたときは、速やかに自から又は理事長が適当と認める者に委嘱して、現地調査を行い、必要な資料収集を行うとともに、防除措置又は清掃事業の指導及び原因者の究明のための調査等を行う。

- 2 理事長は、必要と認めるときは、地方審査会を招集し、現地調査、基礎資料の収集等を行わせるとともに、被害額の認定に関する意見等を中央審査会に報告させる。

(申請)

第11条 原因者が判明しない漁場油濁により漁業被害を受けた者並びに防除措置及び清掃事業を実施した者であって、次の各号に掲げる者は、救済金の支給又は防除費の支弁を受けようとするときは、機構に対し、別紙様式第2の申請書を提出して申請しなければならない。

- (1) 漁業を営む個人又は法人（水産業協同組合を除く。）であって、漁業協同組合の組合員資格を有する者
  - (2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たない者
  - (3) 水産業協同組合
- 2 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置又は清掃作業を行った者並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、責任限度額を超えて漁場油濁の拡大の防止のため防除措置及び清掃作業を行った者であって、前項各号に掲げる者が特定防除費の支弁を受けようとするときは、機構に対し、別紙様式第5の申請書を提出して申請しなければならない。
- 3 前2項の申請は、被害漁業者等である水産業協同組合又は被害漁業者等の全部若しくは一部を構成員とする水産業協同組合が申請者となり、当該水産業協同組合が都道府県漁業協同組、都道府県漁業協同組合連合会を通じて行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、申請者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、申請者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、申請者は、機構に直接申請することができる。
- 5 第1項の申請は、当該漁場油濁の発生後60日（天災その他やむを得ない理由がある場合には90日）以内に行わなければならない。
- 6 第2項の申請は、原則として、当該原因者判明漁場油濁の発生後180日以内に行わなければならない。
- 7 第2項の申請にあたっては、関係行政機関による油濁事故の経過報告書を付さなければならない。

(原因者不明の油濁事故に関する認定)

第12条 機構は、前条第1項の申請を受けたときは、中央審査会の意見を聞いて、当該漁場油濁に係る漁業被害の額及び防除費の額の認定を行う。

- 2 前項の認定は、第10条第1項の規定により、機構自ら又は理事長が委嘱する者が行う調査結果を参酌して行うものとする。
- 3 機構は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の認定を行わず、又は当該認定にあたってその事情をしんしゃくすることができる。
  - (1) 当該漁場油濁に係る原因者につき、争いがある場合
  - (2) 被害漁業者等が原因者の究明に努力しなかった場合

- (3) 被害漁業者等が効果的な防除措置を講じなかった場合
  - (4) その他特別の事情がある場合
- 4 機構は、第1項の認定を行った後、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該認定を取り消し、又はこれを変更することができる。
- 5 機構は、前4項の規定による認定又は認定の取消若しくは変更を行ったときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(特定防除事業に関する認定)

第13条 機構は、第11条第2項の申請を受けたときは、中央審査会の意見を聞いて、次の各号に掲げる範囲内で特定防除費の額の認定を行う。

- (1) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超えない場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合、漁場油濁1件につき1都道府県あたりの限度額1,500万円
  - (2) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超える場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われている場合、漁場油濁1件につき1都道府県あたりの限度額5,000万円
- 2 前項の認定は、第10条の規定により、機構自ら又は理事長が委嘱する者が行う調査結果を参酌して行うものとする。
- 3 機構は、次の各号に掲げる場合に相当するときは、第1項の認定を行わず、又は当該認定に当たって、その事情をしんしゃくすることができる。
- (1) 被害漁業者等が原因者へ請求することが適当であると認められる場合
  - (2) 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った際に、申請者が原因者に対し、正当な理由なく特定防除費を請求しなかった場合
  - (3) 申請者が効果的な防除措置を講じなかった場合
  - (4) 第4条第1項第3号の資金が不足している場合
  - (5) その他特別の事情がある場合
- 4 機構は、第1項の認定を行った後、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該認定を取り消し、又はこれを変更することができる。
- 5 機構は、前4項による認定又は認定の取消若しくは変更を行ったときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

## 第6章 救済金の支給等

(救済金の支給等)

第14条 機構は、予算の範囲内において、第12条第1項の認定に係る額を限度として、救済金を支

給し、又は防除費を支弁する。

- 2 機構は、前条第1項各号に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。
- 3 機構は、漁業被害の発生状況その他の事情を勘案し、前項の救済金に係る漁業被害の額のうち、理事長が定めるところにより、被害漁業者等が緊急に必要とする金額を仮払金として交付することができる。
- 4 第12条第1項の認定に係る漁業被害の額が漁場油濁1件につき50万円を下回る場合には、救済金の支給は行わない。
- 5 第1項の規定により、救済金を支給し、又は防除費を支弁する場合には、条件を付することができる。
- 6 機構から前条第1項第1号の特定防除費を支弁された者は、機構との間で第2項により支弁された額を限度として別紙様式第6により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

#### (配分等の報告)

第15条 救済金の支給、防除費の支弁又は特定防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、被害漁業者等に対する配分等の処理を行った後、遅滞なく、機構に対し、救済金の支給又は防除費の支弁の場合は、別紙様式第3による報告書を、特定防除費の支弁の場合は、別紙様式第7の報告書を提出しなければならない。

- 2 救済金の支給又は防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、原因者が判明したときは、遅滞なくその旨を機構に報告しなければならない。
- 3 特定防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、原因者より損害賠償金のうち、特定防除費に係る部分を受領したときは、遅滞なくその旨を機構に報告しなければならない。

#### (救済金等の返還)

第16条 機構は、第6条の認定に係る漁業被害、防除措置及び清掃事業に関し、原因者が判明したとき又は被害漁業者等が損害の填補を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は救済金の支給若しくは防除費の支弁を行わず、又は既に支給した救済金若しくは既に支弁した防除費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 特定防除費の配分を受けた被害漁業者は、原因者より損害賠償金のうち、特定防除費に係る部分を受領した場合において、機構に対し、遅滞なく、その中から、特定防除費の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、責任限度額を超える特定防除費については、原因者から補償がなされないことから、返還は求めない。
- 3 機構は、被害漁業者等が原因者以外の者から特定防除費の全部又は一部を助成されたとき、支弁された特定防除費の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 4 第11条第3項の規定により構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前3項の返還金につき、被害漁業者等と連帯して納付する責に任ずる。
- 5 機構は、特別の事情により必要があると認めたときは、第1項、第2項及び第3項の返還金の納付を一定期間猶予することができる。

(不正利得の徴収)

第17条 機構は、偽りその他不正の手段により救済金の支給、防除費又は特定防除費の支弁を受けた者がいるときは、その支給又は支弁を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の徴収金については、前条第4項の規定を準用する。

(督促及び延滞金)

第18条 機構は、第16条の返還金及び前条の徴収金を納付しない者がいるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促することができる。

- 2 機構は、前項の督促をしたときは、その督促に係る前項の返還金及び徴収金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、督促に係る前項の返還金及び徴収金の額が千円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の延滞金の計算において、第1項の返還金及び徴収金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 前2項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。
  - (1) 督促状に指定した期限までに第1項の返還金及び徴収金を完納したとき。
  - (2) 延滞金の額が百円未満であるとき。
  - (3) 第1項の返還金及び徴収金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(都道府県への報告書等の写しの送付)

第19条 第8条第2項及び第9条第2項の報告、第11条第1項若しくは第2項の申請又は第15条第1項若しくは第2項の報告を行った水産業協同組合は、当該報告書又は申請書の写しを都道府県主務部局に送付しなければならない。

(報告の徴収等)

第20条 機構は、必要があると認めるときは、第12条第1項の認定若しくは第14条第1項又は第2項



の救済金の支給又は防除費若しくは特定防除費の支弁を受け、又は受けようとする者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は機構の職員、中央審査会若しくは地方審査会の委員若しくは機構が委嘱した者に、帳簿書類を閲覧させ若しくはその他の物件を検査させることができる。

- 2 第12条第1項の認定又は第14条第1項又は第2項の救済金の支給、防除費若しくは特定防除費の支弁を受けることができる者が、前項の規定により報告又は文書その他の物件を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出、又は正当な理由がなく前項の規定による閲覧若しくは検査に応じないときは、機構は、その者に対する第12条第1項又は第13条第1項の認定若しくは第14条第1項又は第2項の救済金の支給若しくは防除費又は特定防除費の支弁を一時差し止めることができる。

## 第7章 業務方法書の変更

(変更)

第21条 この業務方法書は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の承認を経て変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の業務方法書の廃止)

- 2 この業務方法書の施行の日をもって、昭和50年4月1日に制定した財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の業務方法書は廃止する。